

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大窪池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年8月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	中西 勇	丸亀市飯山町下法軍寺802番地	平成20年3月4日